

小野國嗣基金規程施行細則

1997年12月17日 大学評議会承認

2011年 7月13日 大学評議会承認

2025年 1月15日 大学評議会承認

(助成の対象)

第1条 基金は以下の事業を対象に助成する。

- (1) 将来社会福祉事業に従事することを志している3年次生以上の本学学生(大学院生を含む)
- (2) 社会福祉, 教育, 心理, その他の分野における実践活動の科学的調査研究を行う本学教員
- (3) その他寄付者の趣旨に添った各種事業

2 前各号の対象者はできる限りキリスト者とする。

(助成の順位)

第2条 この基金の助成に係る優先順位は以下のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号の該当者
- (2) 第1条第1項第2号の該当者
- (3) 第1条第1項第3号の該当者

(報告の義務)

第3条 基金による調査研究を行う者は, その研究成果を運営委員会に文書により報告しなければならない。

(公表の義務)

第4条 基金の助成を受けた者の採用結果については, 本学ホームページ等を通じて公表するものとする。

2 第1条第1項第2号の該当者で, 基金による調査研究を行う者は, その研究成果を学内研究誌, 学会誌, 学術出版等を通して公表しなければならない。その際, それらが本基金の助成による研究であることを明記しなければならない。

(助成額)

第5条 助成額は, 奨学金に関しては1件につき20万円を上限とし総額100万円を限度とする。

2 調査研究に関しては1件100万円を限度として支給する。

(単年度実績)

第6条 基金による調査研究は単年度実績を原則とする。

2 当該年度で剰余金が生じたときは, これを基金に繰り入れることとする。

(寄付者への報告)

第7条 本基金に係る寄付者への報告は第4条の公表をもって代えることとする。

(細則の改廃)

第8条 本細則の改廃は, 運営委員会の議を経て大学評議会の承認を得なければならない。

付 則

1 この施行細則は1998年4月1日より施行する。

2 この施行細則は2011年4月1日より一部改正施行する。

3 この施行細則は2025年4月1日から施行する。(第1条第1項第2号, 第2条の各号, 第4条第1項および第7条の変更, 第4条第2項の追加)